

## 平成22年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
総務部	磯部支所	1	郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿を作成し対応しました。
総務部	磯部支所	1	現在保管されている郵便切手は、多額に上るので不要なものについては現金化し、歳入として入金するべきである。	①	総務課と協議し、調整しました。
企画部	情報政策課	1	提出議案の決定に関する決裁文書において、総務部長、総務課長の押印がなされていない箇所が見受けられたので、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正に処理されたい。	②	課内会議で、指摘があった事項の検討会を開き、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正に処理するよう徹底し、決裁事務の方法について改善を図り、取り組んでいます。
健康福祉部	健康推進課	1	各検診の個人負担金を受領する場合、希望者のみに領収書を渡していたが、全員に渡すべきである。また、その領収書には、健康推進課長名に健康推進課の公印を領収印として使用しており、この処理は適切ではないので「志摩市会計規則」に基づいた適切な事務処理をされたい。	①	各検診の個人負担金の受領については、全員に領収書を渡すように改善しました。また、個人負担金を受領する際に押す領収印についても「分任出納員」印を総合保健センター及び各保健センターにおいて作成し、改善しました。
産業振興部	観光戦略室	1	提出議案の決定に関する決裁文書において、総務部長、総務課長の押印がなされていなかったため、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正に処理されたい。	①	ご指摘のありました事務処理については、「志摩市事務決裁規程」に基づき処理するよう致します。
産業振興部	ともやま公園事務所	1	ともやま公園キャンプ村使用料減免申請書のうち、一部に減免理由、申請年月日が未記入であった。	①	確認して減免理由、申請年月日を記入するように改善しました。
産業振興部	ともやま公園事務所	1	使用料収入が一旦、ともやま公園名義の口座に入金されて、そこから職員が出金して市の口座に入れ、後から調定伝票を起票していた。「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。	②	「志摩市会計規則」に基づき適正に処理していきます。
上下水道部	下水道課	1	下水道事業会計(企業会計)の収入伝票、振替伝票の一部に、係員以上の決裁印漏れがあったので「志摩市事務決裁規程」に基づき処理されたい。	①	決裁印漏れについて、「志摩市事務決裁規程」に基づき処理しました。

合計 8 ①措置済 6項目  
②実施中 2項目

## 平成22年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
総務部	総務課	2	起案文書の決裁年月日記入漏れ等が多数見受けられたので「志摩市文書管理規程」に基づいた文書の処理が適正にされるよう、各部署へ指導されたい。	①	平成23年3月10日付で志摩市グループウェアにおいて、各部署へ対して周知を図りました。
総務部	地域防災室	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	②	随意契約の締結については現在、地方自治法施行令の規定に基づき随意契約理由を明確に記すよう取り組んでいます。
総務部	財政課	2	公有財産管理システムが整備された。しかし、各部署では、公有財産関係書類の整備と保管等が統一されていない状況が見受けられるので指導、周知されたい。	②	財産管理システムの内容を各課に周知し確認作業を行う準備をしています。
総務部	財政課	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	②	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするよう取り組んでいます。
総務部	検査契約課	2	文書管理目録に備品台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、文書管理目録への記載も適正に処理するようにしました。
総務部	浜島支所	2	文書管理目録に備品台帳、公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	②	「志摩市文書管理規程」に基づき、処理していきます。
総務部	浜島支所	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	②	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするよう取り組みます。
総務部	大王支所	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	文書管理目録への公有財産台帳の記載については、追加し改善しました。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
総務部	大王支所	2	起案の場合の様式第7号と様式第8号の取り扱いについても「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	起案の場合の様式第7号と様式第8号の取り扱いについては、改善しました。
総務部	志摩支所	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	平成22年度に於いて、公有財産(建物)台帳を整備し、「永年保存(未完)」文書として文書管理目録に登録しました。
総務部	磯部支所	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	文書管理目録への公有財産台帳の記載については、追加し改善しました。
市民部	市民課	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	①	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするよう改善しました。
市民部	市民課	2	郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。	①	郵便切手等受払簿は、文書管理規程の様式により適正に行うよう改善しました。
市民部	課税課	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	①	地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にし、適切な事務処理を行いました。
市民部	課税課	2	文書管理目録に備品台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、文書管理目録の未完年度(永年保存)に登録をしました。
市民部	保険課	2	随意契約締結について、一部の見積書の年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。	①	当該業務を手順にそって行う上で、その都度きちんと確認がされなかったという単純ミスなので、事務上の注意点等について検査チェック項目を意識して、適正な事務処理を行います。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置 区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
生活環境部	人権啓発 推進課	2	償還業務については、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえ、早期に徴収できる体制を検討されたい。	②	「志摩市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱」に基づき、徴収業務を推進していきます。また、滞納者の生活状況の変化を常に把握し、個々に応じた償還指導を行い、未済額の解消に向けて努力していきます。
生活環境部	斎場浜島 やすらぎ苑	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	②	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にします。
生活環境部	エコフレンドリー はまじま	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	志摩市文書管理規程に基づき文書管理目録に記載しました。
生活環境部	エコフレンドリー はまじま	2	不納欠損処理をする場合は、その根拠を明確にすべきである。	①	不納欠損処理をする場合には、その法的根拠等を明確にするよう、徹底しました。
生活環境部	大王清掃 センター	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったことについては、「志摩市文書管理規程」に基づき処理しました。
生活環境部	大王清掃 センター	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	①	随意契約を締結する場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にしました。
生活環境部	大王清掃 センター	2	郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。	①	郵便切手等の取扱いについては、「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に改善しました。
生活環境部	志摩清掃 センター	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	①	随意契約締結の事務処理については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするよう改善しました。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
生活環境部	阿児清掃センター	2	文書管理目録に備品台帳及び公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	志摩市文書管理規程に基づき文書管理目録に記載しました。
生活環境部	磯部清掃センター	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	②	公有財産台帳を作成中です。
生活環境部	磯部清掃センター	2	文書管理については、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理するべきであり、「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。	①	タイトル別に簿冊を作り文書管理目録に記載しました。
健康福祉部	健康推進課	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	公有財産台帳の文書管理目録への未記載については、公有財産台帳を整備し、志摩市文書管理規定に基づき文書管理目録へ記載しました。
健康福祉部	大王保健センター	2	志摩保健センターの文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	志摩保健センターの公有財産台帳について文書管理目録に記載し、改善しました。
健康福祉部	大王保健センター	2	文書管理については、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理するべきであり「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。	①	文書管理について「志摩市文書管理規程」に基づき整理し、改善しました。
健康福祉部	地域福祉課	2	不納欠損処理をする場合は、その根拠を明確にすべきである。	③	生活保護費返還金・徴収金等の不納欠損に関する規程等は現在のところ制定しておらず、本件については、地方税法第15条の7第1項及び第5項の規定及び志摩市税等不納欠損処分取扱規程を準用した形で処理を行いました。今後、同様の案件が少なからず発生することが予想される場合は、同返還金・徴収金等における取扱規程等を定めることを検討する必要があります。
健康福祉部	子育て支援課	2	不納欠損処理をする場合は、その根拠を明確にすべきである。	③	収納部署との協議により、根拠を明確にする方向で検討中です。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
健康福祉部	浜島保育所	2	文書管理目録に切手等受払簿が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	志摩市文書管理規程に基づき文書管理目録に適正に記載しました。
健康福祉部	波切保育所	2	保育料等の現金の取扱(管理)方法等については、誤った認識による収納処理が行われていたので、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。	①	分任出納員の印を使用して、収納処理を行うよう改善しました。
健康福祉部	大王第三保育所	2	保育料等の現金の取扱(管理)方法等については、誤った認識による収納処理が行われていたので、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。	①	分任出納員の印を使用して、収納処理を行うよう改善しました。
産業振興部	農林課	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	①	地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にしたうえで、事務処理を行いました。
産業振興部	農林課	2	補助金交付通知が供覧されていなかった。「志摩市文書管理規程」に基づき、適切な処理を望む。	①	志摩市文書管理規程に基づき、適正に事務処理を行うよう改善しました。
産業振興部	ともやま公園事務所	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	②	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするよう取り組みます。
産業振興部	浜島磯体験施設 海ほおずき	2	文書管理目録に備品台帳及び公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	備品台帳・公有財産台帳にあつては文書管理目録に記載するように処理しました。
産業振興部	浜島磯体験施設 海ほおずき	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	②	随意契約理由を該当例規に照査しその理由を記入するよう取り組んでいます。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
建設部	建設整備課	2	文書管理目録に備品台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	過去(合併後)からの台帳関連資料を整理して「志摩市文書管理規程」に基づき、簿冊を編綴しました。
建設部	都市計画課	2	文書管理目録に備品台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	志摩市文書管理規定に基づき処理しました
建設部	住宅営繕課	2	文書管理目録で備品台帳の保存年限が5年となっているが、永年が正しいので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	文書管理目録で備品台帳の保存年限が5年となっていることについては、志摩市文書管理規程に基づき、備品台帳を「5年」から「永年」に訂正し管理改善しました。
上下水道部	水道課	2	文書管理目録に備品台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	③	従来、備品は固定資産台帳にある「工具器具及び備品」に記載されており、備品台帳を作成すると二重計上となるため、備品台帳に代わるものとして固定資産台帳で管理しておりました。今後、一元化による受贈資産の管理も必要となる為、備品台帳の位置づけを明確にし(占有備品の台帳等)どのように作成するか検討中です。
上下水道部	下水道課	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	①	地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にしたうえで、事務処理をしました。
上下水道部	下水道課	2	起案及び供覧の様式第7号と様式第8号の取扱いについては、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	起案及び供覧の取扱いについて、「志摩市文書管理規程」に基づき処理しました。
病院事業部	志摩市民病院	2	随意契約締結について、一部の見積書の年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。	①	随意契約締結について、見積書の年月日等の記入漏れの確認を行い、適正に事務処理を行うようにしました。
病院事業部	志摩市民病院	2	郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に実施しました。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
病院事業部	浜島診療所	2	郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。また、書類帳簿目録にも未記載であった。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に実施しました。
病院事業部	浜島診療所	2	文書管理については、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理するべきであり、「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、文書が簿冊タイトルによってわかるように整理しました。
出納室	出納室	2	文書管理について、一部の簿冊が文書管理目録には完結した簿冊として記載されているが、実際には複数年にわたる簿冊であったので「志摩市文書管理規程」に基づき、未完年度として処理されたい。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、文書管理目録の見直しを行いました。また、未完年度についても整理を行いました。
教育委員会	教育総務課	2	文書管理目録に備品台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	②	志摩市文書管理規定に基づき適正に処理するように取り組んでいます。
教育委員会	スポーツ食育課	2	文書管理目録に備品台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	備品台帳の記載については、早急に対応しました。
教育委員会	スポーツ食育課	2	給食費の未収金の減少については、引き続き学校及び給食センターと連携し取り組まれたい。	②	給食費の未収金の減少については、引き続き学校と教育委員会が連携して増加することのないよう取り組んでいます。また、通知等を出しても連絡もない保護者に対しては、裁判所を通して支払督促をするなどの法的手段がとれないか慎重に検討をしています。
教育委員会	浜島給食センター	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	早急に対応し、文書管理目録にも記載しました。
教育委員会	浜島給食センター	2	随意契約締結については、一部の見積書の年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。	①	年月日の未記入については早急に対応しました。



<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
教育委員会	大王給食センター	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	①	監査以降は予定価格が50万円以下の随意契約についても「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、志摩市契約規則第22条第6号に該当するため」と明確に表示するようにしました。
教育委員会	浜島B&G海洋センター	2	郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。また、文書管理目録への記載も適正に処理されたい。	①	切手等受払簿への適正記載については記載ミスを訂正し、また、文書管理目録へも追加記載し対応しました。
教育委員会	大王分室	2	文書管理目録に公有財産台帳が未記載であったので「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。	①	大王公民館公有財産台帳については、平成23年度より対応しました。
教育委員会	浜島分室	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	②	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするよう取り組みます。
教育委員会	浜島分室	2	郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。また、文書管理目録への記載も適正に処理されたい。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、切手受払簿への記録を適正に行いました。また、文書管理目録への記載も適正に処理しました。
農業委員会	農業委員会事務局	2	随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。	①	地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定の基づく随意契約については、その理由を明記して改善しました。

合計 62  
 ①措置済 46項目  
 ②実施中 13項目  
 ③検討中 3項目

平成22年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
総務部	総務課	3	指定管理者制度が施行されたことにより、経費削減等の効果が表れているか、サービスの質的な向上があったかなどを検証し、その結果を今後の制度運用に積極的に活用するよう要望する。	③	導入効果の検証は各施設を所管する部署で行われています。平成22年度には決算状況のとりまとめを行ったので、その結果をもって、今後各部署と制度運用に積極的に活用していくよう検討していきます。
総務部	地域防災室	3	消防団員が条例定数よりかなり不足している状況なので、加入者を増やしていけるよう市民に周知を図られたい。	③	消防団の活動や行事などを始め、消防団員の募集についても市のホームページで周知していますが、内容を充実させる等、更なる周知を図れるように検討していきます。
総務部	財政課	3	未利用の市有地については、今後も売却や貸付等を含め財産の有効活用を図られたい。	②	未利用地の売却については広報しま、志摩市ホームページ等にて公売しています。貸付についても未利用地については貸付をおこなっていきます。
総務部	検査契約課	3	随意契約において各部署により書類不備等誤った事務処理が見受けられたので、早期に随意契約事務に関するマニュアルを整備するとともに、引き続き周知、指導に努められたい。	②	現在、随意契約のガイドラインや実施要領について作成済みであり、職員周知する前の確認作業段階です。確認作業が終了次第に周知します。
企画部	情報政策課	3	特命随意契約の場合、競争原理が働きにくい状況がある。したがって、見積額が適正な価格であるのかを厳しくチェックできる体制を整えられたい。	②	調達の透明性を確保する上で、情報システムの適正な調達方法、見積書の見方などについて県下市町が共通課題として勉強会を開催しており、現在情報収集を行っています。 また、業者からの見積りは細部までチェックし、流通価格や販売価格など物価と照らし合わせ、適正に見積もられているかどうかを判断するよう取り組んでいます。
市民部	収税課	3	市税の滞納者は、市税以外も滞納している場合が多いため、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえ、早期回収に努められたい。	②	担当部署間の連絡を取りながら徴収に努めています。納税相談において滞納に至った原因を聞き取り、その状況を判断しながら完納に向けた取り組みを指導しています。また、滞納の原因が多重債務であった場合は、司法書士への相談を指導するとともに相談日の設定及び取り次ぎを行っています。 未収金対策検討委員会においては、各課の取り組みについて聞き取り、法律に基づくもっとも効果的な徴収方法の指導等を行うとともに他部署の差押の換価に金融機関へ同行し、執行に協力しました。また、私債権を含めた「債権の管理に係る条例」の制定に向けて取り組んでいるところです。
市民部	保険課	3	特命随意契約の場合、競争原理が働きにくい状況がある。したがって、見積額が適正な価格であるのかを厳しくチェックできる体制を整えられたい。	③	随意契約締結については、次の点について検討中です。 ①同じ業者と契約締結している他の市町との情報交換と共同研究を行うこと。 ②同様の業務について、別の業者と契約締結している他の市町の情報を求めること。 ③経費削減と効率的な業務進行による適正な見積りの実施について業者に要望すること。 ④保険課業務において経費削減に繋がる提案を業者に求めること。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
生活環境部	美化衛生課	3	不法投棄については、年々増加している状況である。関係者との連絡を密にして引き続き対応に努められたい。	②	不法投棄については、関係者との連絡を密にして引き続き対応していきます。
健康福祉部	介護保険課	3	介護保険における要介護、要支援認定者数について、要支援人口を抑えることが要介護認定者の増加を防ぐことに繋がることから、関係課及び各団体と連携し今後も介護予防に関する施策の遂行に尽力されたい。	②	健康推進課(健康づくり部門)、ふくし総合支援室(介護予防部門)、介護保険課(保険者)の3課で連携会議を行い、それぞれの事業を把握した上で、今後連携して事業を行っていくよう確認しました。
健康福祉部	大王保健センター	3	志摩保健センターの建物の老朽化に伴い、今年度から大王保健センターが、大王地区と志摩地区双方の事業を実施している。事業等の業務量に応じた職員数の配置や今後の方向性など、保健事業が縮小されないよう留意されたい。	②	大王地区と志摩地区双方の事業実施の中で、市民サービスが縮小しないよう、現在、業務の効率化や関係機関との連携強化などを行うなど、改善に取り組んでいるところです。
健康福祉部	ふくし総合支援室	3	介護保険における要介護、要支援認定者数については、要支援人口を抑えることが要介護認定者の増加を防ぐことに繋がることから、関係課及び各団体と連携し今後も介護予防に関する施策の遂行に尽力されたい。	②	要支援人口を抑えることについては、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに積極的に取り組むことが必要です。そのため、一次予防事業施策として、現在自治会と協働で、身近な地域で介護予防を実践するリーダー「お達者サポーター」の養成や活動支援及び介護予防ボランティアの養成に取り組んでいます。また、介護予防に取り組む必要性等を老人クラブやいきいきサロンの会場に出向き介護予防教室を実施することで、知識の普及啓発を行っています。チラシの配布や広報誌等でのPRに取り組んでいます。2次予防事業施策として、基本チェックリストを実施し、生活機能の低下が疑われる高齢者に対し介護予防教室への参加を促し、生活機能の維持向上を目指し取り組んでいます。
健康福祉部	子育て支援課	3	「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」に基づき、保護者、地域住民との意見交換を十分に行い、保育サービスの充実を念頭に、社会情勢の変化、動向を踏まえた計画推進に努められたい。	②	地域説明会・保護者会役員との意見交換会を通じて、要望・児童数の推移等の把握を行い、計画推進に取り組んでいます。
産業振興部	水産課	3	里海事業について、注目度は高いが、まだ市民に十分理解されていないところがあるので、引き続き情報提供を行われたい。	②	「里海事業」については、市が進める「稼げる・学べる・遊べるー新しい里海」の創生に係る啓発資料として、環境省委託事業の里海創生支援モデル事業を活用して「里海読本」を作成し、関係機関等への周知を行うとともに、市民への普及啓発を図るため、広報担当部局より市内全戸配布を行うこととしました。また、2月20日には、干潟の重要性や英虞湾の健康状態、改善のための処方箋等について、市民を対象にしたシンポジウム(里海関連事業報告会、パネルディスカッション)を開催し、里海の取り組みについて周知を図りました。
産業振興部	観光戦略室	3	観光戦略室として総合的な戦略の検討、立案に重点をおいた組織づくりを検討されたい。	③	観光協会事業への連携協力、学生団体誘致活動、パークゴルフ場、志摩自然学校等の体験型観光のPRなど誘客のための様々な事業を実施していますが、今後はこちらの指摘のあった事項について総合的な戦略の検討、また組織作りにおいても取り組んでいきます。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
産業振興部	浜島磯体験施設 海ほおずき	3	事業の執行については、現場の実態にあった要綱を作成するなど、志摩市の活性化の拠点となるよう更なる充実を図られたい。	③	平成23年度中に現場に即した運用が図れる要綱作成に取り組み、施設の目的に沿った運用に努め更なる集客交流拠点施設として、地域の活力向上に取り組みます。
建設部	住宅営繕課	3	公営住宅及び改良住宅は、全戸数が耐震基準を満たしてはいなく、老朽化している住宅もあることから、今後の公営住宅の基本的な方向性を整備されたい。	③	今後の公営住宅及び改良住宅の整備については、本年度、「志摩市公営住宅等長寿命化計画」の策定の準備をしております。この計画は、耐震基準を満たしていない木造住宅及び耐震基準を満たしている木造住宅以外の公営住宅も含め、将来の市営住宅の需要的確な予測を行い、ストックの活用計画の理念と目標を設定し、地域の実情に応じた計画的な立替え、用途廃止、改善、改修により安全で快適な住まいを長期的にわたって確保するため、長寿命化による更新コストの削減と事業量の把握を目的に策定します。
上下水道部	水道課	3	水道使用料については、検針及び徴収等の業務委託により、営業未収金の収納率の向上に成果が現れているので、引き続き営業未収金の解消に努められたい。	②	現在、(株)タカダへの業務委託契約中で、現年度水道料金の徴収率向上により年度繰越による過年度未収金の増加を抑えたと共に、滞納者への未納通知や納付相談、所定の段階を経てなお連絡のない悪質滞納者への給水停止等に取り組む等、未収金の解消に努めています。
出納室	出納室	3	各部署について、統一した収納処理が行えるよう、公金管理に関する取扱規程等の検討を要望する。また、特に出先機関によっては、誤った認識による収納処理も見受けられたので指導を徹底されたい。	③	現金の取り扱い及び保管方法については、毎年、各所属所を訪問し、出納室貸出金の検査及び管理の方法について確認しており、その都度、指導を行っています。また、ご指摘の公金管理に関する取扱規定等の整備については、今後も引き続き検討いたします。
教育委員会	教育総務課	3	「志摩市立小中学校再編基本計画」「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」に基づき、保護者、地域住民との意見交換を十分に行い、社会情勢の変化、動向を踏まえた計画推進に努められたい。	②	現在、大王地区で再編準備会が進められています。平成23年度より志摩地区でも再編準備会を開始します。的矢中学校については、文岡中学校への再編となりました。幼保再編についても、子育て支援課と協同して進めていきます。
教育委員会	教育総務課	3	奨学金の償還金収入未済額の減少に努められたい。	②	未償還者に対しては、督促状の送付、電話、市内在住者には訪問による対応をしています。
教育委員会	学校教育課	3	「志摩市立小中学校再編基本計画」「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」に基づき、保護者、地域住民との意見交換を十分に行い、社会情勢の変化、動向を踏まえた計画推進に努められたい。	②	現在、大王地区で再編準備会が進められています。平成23年度より志摩地区でも再編準備会を開始します。的矢中学校については、文岡中学校への再編となりました。幼保再編についても、子育て支援課と協同して進めていきます。
教育委員会	学校教育課	3	幼稚園保育料等の収納処理の取扱方法について、人事異動による事務引継ぎが正確にされていないなど、各現場で誤った認識による事務処理が見受けられた。収納処理に関するマニュアル化を推進されたい。	①	幼稚園保育料等の収納処理の取扱方法については、マニュアルを作成し、改善しました。各幼稚園の状況を把握するため、10月に各園に徴収・納入に関する調査を行い、マニュアルを作成しました。2月の園長会にて内容を確認・検討し、23年度からマニュアルにより収納処理を行うよう、各幼稚園に周知しました。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
教育委員会	スポーツ食育課	3	補助金交付団体については、事務体制の自主自立の運営が図られるように引き続き推進されたい。	②	補助金交付団体の事務体制に係る自主自立運営の推進については、現在志摩市体育協会支部事務局の自立に向けた協議に取り組んでいます。

合計 23  
 ①措置済 1項目  
 ②実施中 15項目  
 ③検討中 7項目

平成22年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
議会事務局	議事課	4	議員が条例提案を提出する場合には、課員による政策、調整についてサポート体制の充実を図られたい。	③	定期監査意見のように、近年、全国的にも議会改革とあわせて事務局体制の強化充実が着目されていますが、その充実強化・事務局改革の実現においては、議員の理解、事務局を統括する議長の役割も大きいものと考えます。また、執行部局にもかかわる制度上の問題、とりわけ法的には議会事務局職員の人事権は議長に属していますが、執行部局の職員が数年の人事ローテーションの中で議会事務局に配属されるといった現状があります。このため、議会の政策形成機能や監視機能等に資する事務局職員の人材育成がされにくいということも、一部には指摘されているところです。このため、現事務局体制においては、議会のための政策立案機能、調査研究機能が十分とは言えません。このことを含め事務局体制の強化充実にあたっては、議会での議論、執行部局との調整が必要であり、課題となっています。 また、議員の政策的な条例案等の提出は平成22年度はなかったが、議会としても議会改革に取り組んでおり、政策立案能力が強化されていけば、合わせて事務局の改革も必要となってくるのではないかと考えています。
総務部	市長公室	4	広報紙(広報しま)やホームページ等は、全市内外に向けて情報発信を目的としており広報機能は重要な役割を担っている。また、市民のニーズがますます増大かつ多様化する中で、ホームページの中の「質問フォーム」の利用促進を図ることのひとつの有効な手段と考えられる。	①	ホームページでの市へのメールによる要望・苦情に対する住民対話システムは確立している状況です。
総務部	総務課	4	定員適正計画による職員の削減や、日常業務の高度化、複雑化等により職員の職務に対する負担が増加しているものと思われる。今年度は、保健師を配置することにより、安全衛生管理体制の充実を図った。職員の健康管理、労働条件に配慮しつつ研修等を実施することにより、引き続き、市民の要望や信頼に対応できる人材の育成に努められたい。	①	自庁研修によるメンタルヘルス研修やクレーム対応研修等などのほか、三重県自治会館組合による階層別研修や市町村アカデミー・国際文化アカデミーが実施する専門実務研修への参加を計画しています。
総務部	地域防災室	4	防災、防犯、交通安全のまちづくりを市民、地域、各種団体、学校等と協働して実践し、安心安全のまちづくりに引き続き努められたい。	②	防災、防犯、交通安全のまちづくりを市民、地域、各種団体、学校等と協働して実践し、安心安全のまちづくりを引き続き取り組んでいきます。
企画部	企画政策課	4	市長の公約である「稼げるまちづくり」へ向けた戦略の研究や立案に、課員の力を最大限発揮できるような体制を取られたい。	②	まちづくり基本条例の基本原則である『市民の参画・協働』をもとに市民参画係が事業企画などの中心となり事業開催時には全課員従事する体制が整っています。また、企画部署として町内関係課や各種団体との協働を図り事業展開しています。現在は商工会と連携し食の活性化事業を展開しています。この事業は市長再起動事業とし民間に2つのプロジェクトを設けて、市内において食の新商品コンテストを実施し、優秀商品を取上げてグルメマップを作製したり市のホームページにリンクされるなど努力している業者を支援していくためのPR事べ同時に行っていきます。また、市民団体によるグルメコンテストとの協働と同時に市外で開催されている同類型イベントへの職員派遣で調査・研究に努めています。 第2として企画政策課、水産課、商工課、観光戦略室などで構成されているあおさプロジェクトにおいて『消費拡大』の部として市民参画係が中心となり集客型イベントなどで、あおさの味噌汁やあおさアイスの試食など、各課の枠を超えた横の連携を生かしながらPRを展開し生産者の支援に努めています。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置 区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
企画部	情報政策課	4	日頃からセキュリティ対策については万全を期され、適正に行われているところであるが、セキュリティの確保及び個人情報の漏えい防止と保護に引き続き努められたい。	②	新規採用職員等、パソコンを新たに使用する職員には、使用許可する前に情報セキュリティ研修を行っています。さらに、原則としてパソコンを使用する全職員を対象に、セキュリティポリシーの役職等に応じ、財団法人地方自治情報センターが実施する「eラーニングによる情報セキュリティ研修」を受講しています。 電算システムで取り扱われる記憶媒体の処分は、情報資産について復元できないように完全消去や物理的破壊を行った上で廃棄しています。 また、機器の管理については、監視カメラの設置、ワイヤーと施錠によるパソコンの固定などにより盗難防止に努めています。
市民部	市民課	4	時間外勤務が、前年度に比べて減った。これは職員数増により充実が図られたことによるものである。	②	課内で、担当を変えるなど経験者がいる間に他の業務を習得することで、それぞれの職員が補佐できる体制を取り、ベテラン職員の異動や職員削減の際にも極力業務に支障をきたさない体制に努めています。
市民部	市民課	4	事務の執行においては、支所と連携し、業務内容の共有を図り、必要な手続きの漏れや遅滞等のミスが発生しないよう細心の注意を払われたい。	①	職員相互のスキルアップと職場内研修の場を作るため年金事務研修を平成22年度は6月に開催し、平成23年度は住基・戸籍・年金の窓口事務を基本とした研修を4月に開催しました。今後も迅速で正確な事務を遂行するため、職場内外に於いて研修会の場を提供しつつ、情報の共有や連携に努めていきます。
市民部	収税課	4	職員の徴収に対する意識が高まり、徴収体制の充実が努められているところである。市民に税の公平性に対する理解を促すとともに、気軽に納付相談のできる体制を整えられたい。	②	市民に税の公平性を示すため、滞納者に対する滞納処分を粛々と進めています。その中で、納付困難な方に対しては納税相談を行っています。その納税相談の周知については、広報、催告状、納税相談通知、電話催告等で周知を図り、収税課のみならず各支所においても納税相談を実施しています。
市民部	保険課	4	国民健康保険税については、少子高齢化が進む中、医療費の増加や保険税の収納率の伸び悩みなどにより、ますます厳しい運営状況となることが予測される。保険税未納者には、国民健康保険制度に対する理解を深めていただくための対策を講じるとともに、収納率の向上に引き続き努力されたい。	②	国民健康保険税収入を確保するため、次の点につき引き続き努力していきます。 ①収税課等関係課と協力・連携して、計画的な滞納処分及び未収金対策を行う。 ②滞納処分・未収金対策について研究を行い、実効性のある取組を展開する。 (常設電話催告、インターネット公売、コンビニ収納の実施など。) ③国保が相互扶助で成り立つ医療制度であることへの理解を深めていただけるよう説明する。 ④国保の資格異動処理を速やかに、且つ適切に行うことで、適正な賦課の執行を担保する。 ⑤国保資格の異動について、職権で処理可能なものは、速やかに職権適用する。 ⑥資格証・短期証を有効利用し、納税等の機会を確保する。 ⑦収税課主催の徴収事務研修会等へ参加し、知識の向上と意識の啓発を図る。 ⑧窓口では親切、丁寧を心掛け、延いては常時納付相談しやすい態勢を整える。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
生活環境部	環境課	4	合併処理浄化槽の設置補助については、生活排水対策及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、適正な維持管理や単独浄化槽からの転換の推進を図るとともに、合併処理浄化槽設置の効果を住民に分かりやすく説明され、設置補助事業の継続拡大に努められたい。	②	生活排水処理基本計画に基づき、計画処理人口の拡大のため、合併処理浄化槽設置者に対する補助金を交付しており、毎年約200基が設置されています。しかし、その約7割が新築に伴うものであり、単独浄化槽及び汲取りからの転換に係るものは少ないのが現状です。そこで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型)への転換にかかる補助金制度を創設し、浄化槽の更なる設置拡大に努めているところです。 また、維持管理面においても、保守点検や清掃が定期的に行われていないケースも見受けられることから、浄化槽の役割(機能)や適正な維持管理の重要性等について広報しま等を活用し市民への周知・啓発を行い、生活排水による環境負荷の軽減を図れるよう取り組んでいきます。
生活環境部	美化衛生課	4	火葬場施設の老朽化が進んでいる中で従事する職員においては、事故防止や安全確保を心がけるとともに健康管理にも十分留意されたい。	②	毎日、業務開始前に全員を招集し、その日の業務予定を確認すると共に、安全管理・事故防止に努めるよう周知徹底しています。
健康福祉部	介護保険課	4	介護保険料(普通徴収分)の収入未済額については、加入者負担の公平を期する面からも、未納者に介護保険制度への理解を求めつつ、収入未済額の削減に向け引き続き努力されたい。	②	保険料の未納者に対しては、従来どおり督促状及び催告状等を送付し、納付を促しています。今後についても、引き続き被保険者に一層の理解を求め、未納者に対して納付を促すように取り組んでいきます。また、平成22年度からは、滞納者への財産調査を実施し、差押さえや執行停止も行っています。
健康福祉部	健康推進課	4	市民に安心して安全な地域医療を提供するために、関係機関と連携を密に図り地域医療体制の充実と一次、二次救急体制の確保に向けて尽力されたい。	②	市民に安心して安全な地域医療を提供することについては現在、地域医療及び救急医療について、医療機関・医師会・消防署・近隣市町等の関係機関と会議や交流会を通じて連携を図り、地域医療や救急医療の再生・充実に向けて取り組んでいます。 また、一次、二次救急体制の確保についても、近隣病院・医師会・消防署・保健所等の関係機関との会議を通じて密に連携を図り、体制の確保に向けて取り組んでいます。
健康福祉部	子育て支援課	4	子どもの保育や子育て支援についての市民ニーズが増大、多様化する中で、保育水準を向上させ、保育サービスの充実を図るよう期待する。	②	保育士等の資質の向上のための研修受講、支援が必要な児童に対する保育士の加配、低年齢児保育の実施するよう取り組んでいます。
健康福祉部	大王第三保育所	4	大王第三保育所内の「わらじっこサークル」については、地域住民が主体となり運営されており、高く評価したい。こうした取り組みが市内全域に広がることを期待したい。	②	これからも取り組みを継続していきたいと思います。
産業振興部	農林課	4	農業を取り巻く環境は、遊休農地の増加、後継者不足等、厳しい状況であるが、農業従事者や関係団体と連携を図り、農業の担い手の育成、農業の活性化に繋がるよう努められたい。	②	志摩市の農業の現状にあった振興策について、今後とも関係機関と連携を図り、市の農業が活性化するよう取り組みを行っていきます。



<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
産業振興部	水産課	4	真珠養殖が低調な中、あおさの養殖が伸びてきているので、漁業者と協働して生産に力を入れ、将来的に稼げるまちづくりへと繋いでいくことを望む。	②	あおさ養殖については現在、「あおさプロジェクト事業」として生産の安定と消費拡大を図る取り組みを進めています。
産業振興部	商工課	4	朝市が市内各所で行われていることから、市民と連携を図り、活気あるまちづくりを進められたい。市の特産物を市外、県外でPRすると同時に「訪れてみたい」と思えるような志摩市のPRの仕方を工夫されたい。	②	朝市は、現状緊急雇用事業で浜島のじゃこっぺ市を開催していますが、他の朝市についても連携を図れる部分について、検討していきたいと考えています。特産物のPRについては、ふるさと雇用再生特別基金事業による特産物等販路開拓協議会及び商工会（産業振興・観光商品開発事業）で、岐阜県富加町道の駅とみか・長野県木祖村道の駅きそむら・愛知県日進市の産業まつり・関西空港ナンバーワンフェスタ・大阪御堂筋KAPPO・京都東山花灯路・JR名古屋高島屋・イオン阿児店御食つ国志摩ええもん物産展等を開催し、志摩市の特産品販売とPRを行いました。
建設部	都市計画課	4	木造住宅耐震診断支援事業、耐震補強設計補助及び耐震補強補助事業については、引き続き事業の目的、効果について広く周知されたい。	②	平成22年度に引き続き、広報しま、市ホームページへの掲載や、耐震診断対象者等への申込書及びパンフレットの送付を地区ごと（平成23年度は大王町波切、名田、畔名、阿児町志島、甲賀、安乗地区【約1,600戸】）行っています。また、耐震診断を受けられた方への専門家による無料相談会についても、対象者へ案内を郵送するなど積極的に働きかけを行い、補強工事への着手を促すよう取り組んでいます。
上下水道部	水道課	4	県営南勢水道用水供給事業と志摩市水道事業の一元化については、費用対効果に十分留意して事業の執行に努められたい。	①	平成23年4月1日に県営南勢水道用水供給事業（志摩系）の譲渡により、一元化事業が始まりました。これまでの企業庁支出データ等の検証を行うと共に、各事業それぞれについて費用対効果を検討し、水道事業運営に努めてまいります。
教育委員会	学校教育課	4	国の緊急雇用対策事業で、各施設へ図書館司書が巡回するようになった。子どもたちにとって親しみがあり利用したくなるような図書館づくりに期待したい。	②	学校図書館運営補助員の配置により、カウンター業務だけでなく、テーマコーナーの設置やポスター作成・掲示、読み聞かせなどにより子供たちが親しみやすい学校図書館の運営に努めています。
教育委員会	スポーツ食育課	4	スポーツ食育課が所管するスポーツ施設において、利用する市民の目的や健康づくり等のニーズに応えられるよう、子どもから大人までが楽しめる生涯スポーツの振興に積極的に取り組まれたい。	②	子どもから大人までが楽しめる生涯スポーツの振興については、市内の総合型地域スポーツクラブの支援を行うよう取り組んでいます。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
教育委員会	生涯学習 人権教育課	4	公民館事業を実施するにあたっては、様々な分野で生涯学習の拠点となり、市民のニーズに応えられるよう一層の充実を図るとともに、気軽に学びあえる場所づくりとなるよう期待する。	②	各公民館を主会場とした生涯学習講座の開催や市民主体のサークル活動の場としての会場の提供など、貸館業務を通じて市民の教育文化活動の場を提供します。また館内に設置されている図書室等の利用を通じ、市民に広く親しまれる公民館としての運用を図ります。さらに、公民館を利用する方たちの意見やニーズの把握に努め、より充実した公民館運営を図ります。
監査委員事務局	監査委員事務局	4	監査制度の充実を図る上で、課員の能力は重要な要素である。専門的な資質向上に、より一層努力されたい。	②	近年は、監査制度の充実や強化に対して市民の関心も高くなっております。事務局職員として、引き続き専門的な知識を身につけ、監査技術の向上を図っていきます。

合計 25  
 ①措置済 4項目  
 ②実施中 20項目  
 ③検討中 1項目